

入札金額見積内訳書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三郷市長 木津雅晟 へ

工事名 〇〇〇工事
工事場所 三郷市〇〇〇地先

所在地 三郷市〇〇〇丁目〇〇番地〇〇
業者名 〇〇〇建設 (株) 印
代表者職名・氏名 代表取締役 〇〇 △△

必ずすべて記載して下さい。

電子入札の場合は押印不要です。

科目	単位	金額(円)	構成比(%)	摘要
護岸工				
護岸工	1式	8,890,891	17.8	
矢板工	1式	8,493,785	17.0	
〇〇〇工	1式	1,433,990	2.9	
〇〇工	1式	500,222	1.0	
〇〇工	1式	388,888	0.8	
〇〇工	1式	2,999,933	6.0	
付帯工				
〇〇〇工	1式	929,888	1.9	
〇〇工	1式	444,009	0.9	
〇〇工	1式	1,903,000	3.8	
〇〇工	1式	〇〇〇	〇〇〇	
〇〇工	1式	〇〇〇	〇〇〇	
〇〇〇工	1式	〇〇〇	〇〇〇	
直接工事費計	a	〇〇〇	〇〇〇	
共通仮設費 (率)	1式	〇〇〇	〇〇〇	
" (積上)	1式	〇〇〇	〇〇〇	運搬費
" (積上)	1式	〇〇〇	〇〇〇	安全費
" (積上)	1式	〇〇〇	〇〇〇	役務費
共通仮設費計	b	〇〇〇	〇〇〇	
純工事費 a+b	(X)	〇〇〇	〇〇〇	
現場経費 (率)	1式	〇〇〇	〇〇〇	
" (積上)	1式	〇〇〇	〇〇〇	
" (積上)	1式	〇〇〇	〇〇〇	
現場経費	c	〇〇〇	〇〇〇	
工事原価 (X)+c	(Y)	44,959,000	〇〇〇	
一般管理費等 d	1式	5,050,000	〇〇〇	
工事費計 (Y)+d		50,009,000	100.0	

指定された科目、工種の内訳を記載して下さい。

※日付および印かんについては、紙入札時において記入、押印してください。

原則として、『見積内訳書の工事費計＝入札金額』
として下さい。
見積内訳書の工事費計と入札金額が大幅に異なる場合は
入札を無効とします。
※工事費計から1万円未満の端数切り捨ては可とします。
例: 50,009,000円⇒50,000,000円

建設工事等における不備な入札金額見積内訳書の取扱いについて（三郷市）

（平成２７年２月２４日 市長決裁）

入札時に提出された入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いは次のとおりとする。

- 1 未提出又は未提出と同等と認められる場合並びに記載すべき事項が欠けている場合は、当該入札を原則として無効とする。

＜未提出又は未提出と同等と認められる場合の例＞

- (1) 内訳書の全部が提出されていない場合
- (2) 内訳書の一部が提出されていない場合
- (3) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (4) 他の工事の内訳書が提出された場合
- (5) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- (6) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合
- (7) 上記(1)から(6)以外で発注者が「内訳書の未提出」と判断した場合。

＜記載すべき事項が欠けている場合の例＞

- (1) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- (2) 工事名、工事場所、総額又は入札者名等（所在地、名称・商号、代表者名）の記載がない場合
- (3) 公告又は指名通知書に明示した項目を満たしていない場合

- 2 記載事項に誤りがある場合は、当該入札を原則として無効とする。なお、明らかに軽微な誤記であると認められる場合は、無効としないことができる。

＜記載すべき事項に誤りがある場合の例＞

- (1) 工事名、入札者名等に誤りがある場合
- (2) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
（※ただし、１万円未満の端数切り捨ての値引きをするのは可とします。）
- (3) 内訳書の計算が間違っている場合
- (4) 金額の違う複数の内訳書が提出された場合

- 3 内訳書の確認時において、提出した内訳書に疑義があり、談合の疑いが認められる場合は、入札を保留し、三郷市談合情報対応要綱に基づき、処理するものとする。

＜談合の疑いが認められる場合の例＞

- (1) 他の業者の内訳書が添付されている場合
- (2) 他の入札者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合
- (3) その他談合が推測される記載等がある場合

- 4 入札者がいったん提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

附 則

この取扱いは、平成２７年４月１日以降に入札公告及び指名通知等を行うものから適用する。